

一般社団法人 日本歯科心身医学会 認定医制度規則

平成 19 年 3 月 17 日 制 定

令和 3 年 6 月 19 日 一部改正

令和 6 年 2 月 9 日 一部改正

(総則)

第 1 条 本制度は歯科医療における心身医学の専門的知識と錬磨された臨床技能・経験を有する歯科医師・医師を育成することにより、歯科心身医療の発展と普及を図り、国民の歯科保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成する為に、日本歯科心身医学会(以下「本学会」という)は、本学会認定医および指導医制度を設け、認定医および指導医制度ならびに学会認定研修歯科診療施設(以下「研修機関」という)制度の実施に必要な事業を行う。

(受験資格および認定の手続き)

(認定医)

第 3 条 認定医の受験資格者は次の各号の条件を全て有する者とする。

1. 歯科医師または医師の免許を有する者
2. 本学会の会員であり、継続して 3 年以上の会員歴を有する者
3. 研修機関において、指導医のもとで 3 年以上歯科心身医療に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者
4. 本学会学術大会にて研究発表を行ったことがある者
5. 本学会雑誌あるいは他学会雑誌にて歯科心身医学に関する学術論文の掲載がある者(内容の適否は認定委員会にて審査を行う)

第 4 条 認定医試験に合格した者は、所定の認定料を納付したのち、認定書が交付され、本学会総会で報告され本学会雑誌に掲載される。

(指導医)

第 5 条 指導医は歯科心身医学に関する深い知識と豊富な経験を有する認定医であり、認定医の育成を担当する。指導医の受験資格者は次の各号の条件を全て有する者とする。

- (1) 歯科医師または医師の免許を有する者
- (2) 本学会認定医であること
- (3) 本学会の会員であり、認定医取得後継続して 5 年以上の会員歴を有する者

2 または、前項の規定にかかわらず、認定委員会が認める者は、指導医の認定を申請することができる。

(研修機関)

第 6 条 研修機関は次の各号に該当する施設について、認定委員会が審査を行い、理事会が認定する。

(1) 歯科心身医療またはそれに相当する診療部門のある歯科医師育成を行っている大学病院

(2) 細則第 11 条に定めるすべてを満たす病院歯科、歯科診療所、等

(認定委員会)

第 7 条 認定医、指導医等を審査し、かつ認定あるいは委嘱するために「認定委員会」を設ける。

第 8 条 認定委員会は理事会の委嘱する若干名の指導医をもって構成し、委員長は委員の互選とする。認定委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

欠員が生じた際には、補充された委員の任期は残りの期間とする。

第 9 条 認定委員会は、委任状も含めて 3 分の 2 以上の委員の出席を以って成立する。

(認定医の更新・資格喪失)

第 10 条 認定医および指導医資格は 5 年ごとに更新するものとする。更新に必要な資格と申請書類は別に定める。

第 11 条 認定医および指導医は、以下の理由または条件により認定委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科医師または医師の免許を取り消されたとき。
- 3) 本学会会員の資格を失ったとき。
- 4) 認定医および指導医の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5) 認定委員会で認定医および指導医として不相当と認められたとき。

(補則)

第 12 条 認定委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 13 条 本規則の変更を必要とする場合は、理事会の議を経て代議員会および総会の承認を必要とする。

第 14 条 この規則の施行について必要な事項は、認定委員会の議を経て理事会が別に定める。